
*
* 柏原市議会定例会議案 *
*
* 令和6年第4回 *
*

(令和6年11月26日)

目 次

令和6年11月26日 定例会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
報告第19号	専決処分報告について 「令和6年専決第12号 令和6年度柏原市一般会計補正 予算（第5号）」	1
報告第20号	専決処分報告について 「令和6年専決第13号 令和6年度柏原市一般会計補正 予算（第6号）」	14
議案第59号	公の施設（柏原市立サンヒルスポーツセンター）の指定管理 者の指定について	21
議案第60号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	22
議案第61号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について	23
議案第62号	柏原市立男女共同参画センター条例の制定について	24
議案第63号	柏原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制 定について	30
議案第64号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	37
議案第65号	柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介 護予防サービス事業者に関する基準を定める条例等の一部改 正について	39
議案第66号	柏原市国民健康保険条例の一部改正について	42
議案第67号	柏原市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	44
議案第68号	柏原市水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の 制定について	48
議案第69号	令和6年度柏原市一般会計補正予算（第7号）	58

議案第70号	令和6年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	80
議案第71号	令和6年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	86

報告第19号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和6年11月26日提出

柏原市長 富宅正浩

記

令和6年専決第12号 令和6年度柏原市一般会計補正予算（第5号）

令和6年専決第12号

令和6年度柏原市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度柏原市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,061千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,663,374千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月3日専決

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 府 支 出 金		2,163,083	40,061	2,203,144
	3 委 託 金	127,145	40,061	167,206
歳 入 合 計		28,623,313	40,061	28,663,374

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		3,056,279	40,061	3,096,340
	4 選 挙 費	61,537	40,061	101,598
歳 出 合 計		28,623,313	40,061	28,663,374

令和6年度柏原市一般会計補正予算（第5号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 15 府支出金

(項) 3 委託金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
15		府支出金	2,163,083	40,061	2,203,144			
	3	委託金	127,145	40,061	167,206			
	1	総務費府委 託金	110,171	40,061	150,232	4 選挙費委託金	40,061	衆議院議員選挙及び最高裁国民審査費委託金

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
2		総務費	3,056,279	40,061	3,096,340	40,061					
	4	選挙費	61,537	40,061	101,598	40,061					
		4 衆議院議員 選挙及び最 高裁国民審 査費	0	40,061	40,061	府支出金 40,061					
								1 報酬 3 職員手当等 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料 17 備品購入費	4,216 10,460 451 26 1,996 4,174 10,685 375 7,678	1 衆議院議員選挙及び最高裁国民 審査執行事業 開票管理者・開票立 会人報酬(21人) 投票管理者・投票立 会人報酬(78人) 期日前投票管理者・ 期日前投票立会人報 酬(42人) 事務補助員報酬 (5人) 時間外勤務手当 管理職員特別勤務手 当	202 1,053 503 2,458 7,892 2,568

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								ポスター掲示場設置 198
								場所借用謝礼
								投票所借上謝礼 253
								普通旅費 13
								費用弁償 13
								消耗品費 1,401
								燃料費 60
								食糧費 259
								印刷製本費 196
								修繕料（施設） 50
								修繕料（物品） 30
								通信運搬費 3,498
								手数料 676
								期日前投票システム 251
								保守業務委託料
								期日前投票事務従事 3,170
								者派遣業務委託料

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								投票所入場整理券印 1,477
								刷印字及び封入封緘
								業務委託料
								ポスター掲示場設置 3,300
								保守撤去業務委託料
								選挙公報配布業務委 1,294
								託料
								投開票所整備等業務 294
								委託料
								広報かしわら選挙特 569
								集号配布業務委託料
								啓発のぼり設置保守 330
								撤去業務委託料
								会場使用料 150
								自動車借上料 132
								選挙備品借上料 72
								高速道路通行料 6

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								複写機使用料 15
								選挙用備品費 7,678

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費		合 計
			報酬	計	
補 正 前	その他の特別職	798	54,212	54,212	54,212
	計	817	156,932	251,912	289,124
補 正 後	その他の特別職	939	55,970	55,970	55,970
	計	958	158,690	253,670	290,882
比 較	その他の特別職	141	1,758	1,758	1,758
	計	141	1,758	1,758	1,758

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計
		報 酬	職 員 手 当	計	
補 正 前	(544) 433	796,235	1,749,118	4,251,429	4,998,523
補 正 後	(549) 433	798,693	1,759,578	4,264,347	5,011,441
比 較	(5) 0	2,458	10,460	12,918	12,918

職員手当の内 訳	区 分	時間外勤務手当	管理職員 特別勤務手当
	補 正 前		92,572
補 正 後		100,464	6,681
比 較		7,892	2,568

ア 会計年度任用職員以外の職員 (単位：千円)

区 分	給 与 費		合 計
	職員手当	計	
補 正 前	1,547,054	3,253,130	3,863,337
補 正 後	1,557,514	3,263,590	3,873,797
比 較	10,460	10,460	10,460

職員手当の内 訳	区 分	時間外勤務手当	管理職員 特別勤務手当
	補 正 前	92,572	4,113
	補 正 後	100,464	6,681
	比 較	7,892	2,568

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費		合 計
		報 酬	計	
補 正 前	(531) 0	796,235	998,299	1,135,186
補 正 後	(536) 0	798,693	1,000,757	1,137,644
比 較	(5) 0	2,458	2,458	2,458

報告第20号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和6年11月26日提出

柏原市長 富宅正浩

記

令和6年専決第13号 令和6年度柏原市一般会計補正予算（第6号）

令和6年専決第13号

令和6年度柏原市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度柏原市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,669,874千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

令和6年11月14日専決

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 市債		1,139,500	6,500	1,146,000
	1 市債	1,139,500	6,500	1,146,000
歳入合計		28,663,374	6,500	28,669,874

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 災害復旧費		15,000	6,500	21,500
	1 公共土木施設 災害復旧費	15,000	6,500	21,500
歳出合計		28,663,374	6,500	28,669,874

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
公共土木施設災害復旧事業	15,000	21,500

令和6年度柏原市一般会計補正予算（第6号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 20 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
20		市債	1,139,500	6,500	1,146,000			
	1	市債	1,139,500	6,500	1,146,000			
		6 災害復旧債	15,000	6,500	21,500			
						1 公共土木施設災害 復旧債	6,500	公共土木施設災害復旧事業債

歳 出

(款) 10 災害復旧費

(項) 1 公共土木施設災害復旧費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
10		災害復旧費	15,000	6,500	21,500	6,500	0			
	1	公共土木施設災害復旧費	15,000	6,500	21,500	6,500	0			
	1	道路橋りょう災害復旧費	15,000	6,500	21,500	地方債 6,500	0	12 委託料	6,500	1 市道災害復旧事業 本堂今井線災害復旧工事測量 設計業務委託料

議案第59号

公の施設（柏原市立サンヒルスポーツセンター）の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月26日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 指定管理者に管理させる公の施設の名称
柏原市立サンヒルスポーツセンター
- 2 指定管理者となる団体名
株式会社サンアメニティ大阪
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第60号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年11月26日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

所属政党

議案第61号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年11月26日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第62号

柏原市立男女共同参画センター条例の制定について

柏原市立男女共同参画センター条例を次のように制定する。

令和6年11月26日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市立男女共同参画センター条例

柏原市立男女共同参画センター条例（平成27年柏原市条例第4号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与するとともに、地域の健全な発展と市民生活の向上に資する団体に活動の場を提供することにより、人権を尊重した社会の実現を図るための拠点施設として、本市に男女共同参画センターを設置する。

（名称及び位置）

第2条 男女共同参画センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 柏原市立男女共同参画センター
- (2) 位置 柏原市上市1丁目2番2号

（事業）

第3条 柏原市立男女共同参画センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供
- (2) 男女共同参画の推進のための講演会、講座等の開催及び啓発の実施
- (3) 男女共同参画社会の形成に関する調査及び研究
- (4) 男女共同参画社会の実現を目指す市民活動の支援及び交流の機会の提供
- (5) 男女共同参画の推進を目的とする活動を行う団体へのセンター施設の提供
- (6) 社会一般の福祉の増進に資する活動を行う団体へのセンター施設の提供

（開館時間）

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(入館の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、入館を断り、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるもの
- (2) センターの施設、設備等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがある活動を行うと認められるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理及び運営上支障があると認められるもの

(使用者の範囲)

第7条 センターの会議室を使用することができるものは、第3条第5号又は第6号に規定する活動を行う団体であって市長の承認を受けたもの（以下「承認団体」という。）とする。ただし、承認団体が会議室を使用するに当たり支障がないと市長が認めるときは、承認団体以外のものであっても、会議室を使用することができる。

(承認団体)

第8条 前条の承認を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、承認団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。
 - (1) 規則で定める承認団体の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(使用許可)

第9条 会議室を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、市長

に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理及び運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第10条 市長は、会議室の使用を申請したものが、第6条各号のいずれかに該当するものであるときは、会議室の使用を許可しない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、第9条第1項の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 第9条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) センターの管理及び運営上の理由により会議室の使用ができなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第12条 使用者は、第9条第1項の許可を受けたときに別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額の使用料を減額し、又は免除するものとする。

- (1) 本市が主催若しくは共催する事業又は本市の要請に基づく事業に使用する場合 全額
- (2) 承認団体であって、本市が主催する男女共同参画に関する事業の実行委員会の委員を選出する団体が、第3条第5号に規定する活動で使用する場合 半額
- (3) 社会一般の福祉の増進に資する活動をすることを目的とした団体であって、センターが設置されている建物内に団体事務所を設置する団体が、

8時間以上使用する場合 半額

(使用料の還付)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、既納の使用料を還付しないものとする。

- (1) センターの管理及び運営上の理由により使用の許可を取り消した場合
- (2) 災害その他緊急やむを得ない理由により会議室の使用ができなかった場合
- (3) 使用予定日の14日前までに規則で定める使用申請の取下げの届出を受理した場合
- (4) 使用予定日の7日前までに規則で定める使用申請の取下げの届出を受理した場合（前号に該当する場合を除く。）

2 前項の規定による使用料の還付の額は、同項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は既納の使用料の全額とし、同項第4号に該当する場合は既納の使用料の半額とする。

(会議室の目的外使用の禁止)

第15条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月14日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の柏原市立男女共同参画センター条例第8条又は第9条の規定による承認又は許可について必要な行為は、施行日前においても、これらの規定の例によりすることができる。

(柏原市立市民プラザ条例の廃止)

- 3 柏原市立市民プラザ条例（平成19年柏原市条例第27号）は、廃止する。

別表（第12条関係）

1 大会議室

区分	承認団体	その他
午前9時から午後1時まで	3,200円	8,000円
午後1時から午後5時まで	3,200円	8,000円
午後5時から午後9時まで	3,200円	8,000円
午前9時から午後9時まで	8,000円	20,000円

備考 承認団体の金額は、当該団体が第3条第5号又は第6号に規定する活動を行う場合に限る。

2 中会議室

区分	承認団体	その他
1時間につき	400円	1,000円
午前9時から午後9時まで	4,400円	11,000円

備考 承認団体の金額は、当該団体が第3条第5号又は第6号に規定する活動を行う場合に限る。

3 小会議室

区分	承認団体	その他
午前9時から午後1時まで	1,200円	3,000円
午後1時から午後5時まで	1,200円	3,000円
午後5時から午後9時まで	1,200円	3,000円
午前9時から午後9時まで	3,200円	8,000円

備考 承認団体の金額は、当該団体が第3条第5号又は第6号に規定する活動を行う場合に限る。

小会議室を1/2に分割して使用するときは、上記金額の1/2の額とする。

議案第63号

柏原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

柏原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のように制定する。

令和6年11月26日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条に規定する会議規則、同法第130条第3項に規定する規則及び同法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する大阪府の条例及び規則並びに教育委員会規則をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び議会並びにこれらに置かれる機関
 - イ アに掲げる機関の職員であって、法令（法律及びそれに基づく命令をいう。）又は条例等により独立して権限を行使することを認められた者
 - ウ 地方自治法第244条の2第3項の規定により市の指定を受けた法人その他の団体
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、

図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該

申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料、使用料その他の収入金の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料、使用料その他の収入金の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処

分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等に

については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申

請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、毎年度、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市の機関等が別で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(柏原市行政手続条例の一部改正)

2 柏原市行政手続条例（平成9年柏原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

議案第64号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月26日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年柏原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分中「一の年ごと」を「一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）ごと」に、「一の年に」を「一の年度に」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年の前年」を「当該年度の前年度」に、「当該年に」を「当該年度に」に改め、同条第2項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改め、同条第4項中「その年」を「その年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員に係る令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までをいう。）の年次有給休暇の日数については、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第1項の規定にかかわらず、施行日におけるこの条例による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項の規定による令和7年の年次有給休暇の残日数に5日（新条例第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し5日を超えない範囲内で市長が定める日数）を加えた日数とする。
- 3 施行日前から引き続き在職する職員の旧条例第12条第2項の規定により繰り越された令和6年の年次有給休暇は、令和8年3月31日まで取得することができる。

議案第65号

柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例等の一部改正について

柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月26日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例(平成24年柏原市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「第3条の40第2項第5号」を「第3条の40第2項第6号」に、「第17条第2項第3号」を「第17条第2項第4号」に、「第36条第2項第3号」を「第36条第2項第4号」に、「第40条の15第2項第4号」を「第40条の15第2項第5号」に、「第60条第2項第3号」を「第60条第2項第4号」に改める。

第10条第2号中「第40条第2項第3号」を「第40条第2項第4号」に改める。

(柏原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 柏原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年柏原市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号及び第2項中「第28条第2項第3号」を「第28条第2項第4号」に改める。

(柏原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 柏原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年柏原市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号及び第2項中「第29条第2項第3号」を「第29条

第2項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

議案第66号

柏原市国民健康保険条例の一部改正について

柏原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月26日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

柏原市国民健康保険条例（昭和42年柏原市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条の6の4中「第14条の6の5」を「次条」に改める。

第20条の3第2項第2号中「第1号」を「前号」に改める。

第20条の4第1項第1号中「国民健康保険法施行規則」の次に「(昭和33年厚生省令第53号)」を加える。

第24条第1項各号列記以外の部分中「6月以内の期間」を「当該各号に定める期間」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「とき。」を「とき 6月以内」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に、「とき。」を「とき 6月以内」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 急患その他やむを得ない理由により保険医療機関等を受診したとき 資力の活用が可能となるまでの期間として1年以内

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の柏原市国民健康保険条例第24条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第67号

柏原市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

柏原市下水道事業の設置等に関する条例を次のように制定する。

令和6年11月26日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市下水道事業の設置等に関する条例

柏原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年柏原市条例第45号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

（地方公営企業法の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の内容は、公共下水道事業及び浄化槽事業とし、それぞれの規模は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業

ア 排水区域は、柏原市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第2項の規定により都市計画に定める下水道の排水区域とする。

イ 排水区域面積は、1,067ヘクタールとする。

ウ 排水人口は、65,150人とする。

(2) 浄化槽事業

ア 浄化槽の設置の対象となる区域は、柏原市の区域のうち前号アに規定する排水区域以外の区域で市長が定める区域とする。

イ 排水区域面積は、1,466ヘクタールとする。

ウ 排水人口は、950人とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ又は譲渡(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納又は支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務について、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が2,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、下水道事業について、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概

要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
 - (2) 経理の状況
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正)
- 2 公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例（昭和40年柏原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公の施設の長期かつ独占的な利用に関する条例

第1条中「又は同意」及び「廃止又は」を削る。

第2条中「。以下「法」という。」を削り、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条を削る。

議案第68号

柏原市水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

柏原市水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和6年11月26日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例

(柏原市職員定数条例の一部改正)

第1条 柏原市職員定数条例(昭和31年柏原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「公営企業」を「病院事業」に改める。

第2条第1号中「385人」を「415人」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

(柏原市事務分掌条例の一部改正)

第2条 柏原市事務分掌条例(昭和44年柏原市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(8) 都市みどり安全部

第2条都市デザイン部の項を次のように改める。

都市デザイン部

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 道路及び橋りょうの整備に関すること。
- (3) 交通政策に関すること。
- (4) 用地の取得に関すること。
- (5) 建築及び住宅に関すること。

第2条に次の項を加える。

都市みどり安全部

- (1) 道路及び橋りょうの維持管理に関すること。
- (2) 河川及び水路に関すること。
- (3) 公園及び緑地に関すること。
- (4) 下水道に関すること。

(柏原市東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第3条 柏原市東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和

6 2年柏原市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」を「市長」に改める。

第2条第2項、第3条及び第5条中「管理者」を「市長」に改める。

第6条第1項及び第4項中「管理者」を「市長」に改め、同条第5項ただし書中「の申出をした」を「する」に改める。

第7条から第9条まで、第10条第1項、第11条第1項及び第12条中「管理者」を「市長」に改める。

第13条中「管理者が」を「規則で」に改める。

(柏原市下水道条例の一部改正)

第4条 柏原市下水道条例(昭和63年柏原市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条中「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」を「市長」に改める。

第4条第3号中「管理者が」を「規則の」に改め、同条第4号及び第5号中「管理者」を「市長」に改める。

第6条第1項中「管理者が」を「規則で」に、「管理者に」を「市長に」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第7条第1項中「管理者が」を「規則で」に、「管理者に」を「市長に」に、「管理者の」を「市長の」に改め、同条第2項及び第3項中「管理者」を「市長」に改める。

第8条中「管理者が」を「規則で」に、「管理者の」を「市長の」に改める。

第9条中「管理者が」を「規則で」に、「管理者に」を「市長に」に改める。

第9条の2第1項各号列記以外の部分中「管理者」を「市長」に改め、同項第2号中「専属で置いている」を「選任している」に改め、同項第5号ア中「管理者が」を「規則で」に改め、同号イ中「もの」を「者」に改め、同号オ中「アからウまで」を「アからエまで」に改め、同条第2項ただし書中「管理者」を「市長」に改める。

第9条の3中「管理者」を「市長」に改める。

第9条の5第1項中「管理者が」を「規則で」に、「管理者に」を「市長に」

に改める。

第9条の6中「管理者が」を「規則で」に、「管理者に」を「市長に」に改める。

第9条の7中「規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に、「施行」を「施工」に改める。

第9条の8及び第9条の10中「管理者」を「市長」に改める。

第9条の11各号列記以外の部分中「管理者」を「市長」に改め、同条第3号中「下水道に関する」を削り、同条第4号中「管理者」を「市長」に改める。

第9条の12中「管理者は」を「市長は、」に、「指定の更新1件につき10,000円」を「指定の更新1件につき10,000円」に改める。

第10条第2項中「管理者が」を「規則で」に改める。

第12条中「管理者」を「市長」に改める。

第15条第1項第7号中「又は東大阪市生活環境保全等に関する条例（昭和48年東大阪市条例第9号）」を削り、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第16条第1項中「管理者が」を「規則で」に、「管理者に」を「市長に」に改め、同条第2項ただし書から第4項までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

第17条中「管理者が」を「規則で」に、「管理者に」を「市長に」に改める。

第19条及び第20条中「管理者」を「市長」に改める。

第22条を次のように改める。

（使用料の徴収方法）

第22条 使用料の徴収方法は、大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）の例による。

第23条中「管理者」を「市長」に改める。

第24条の見出し中「汚水排除量」を「排除汚水量」に改め、同条第1項第1号を次のように改める。

(1) 水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定す

る水道により供給される水をいう。第3号において同じ。)を使用する場合は、大阪広域水道企業団水道事業給水条例に基づき、料金を算出するときに算出された使用水量とする。

第24条第1項第2号から第4号まで及び第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第25条中「管理者」を「市長」に改める。

第26条中「管理者は」を「市長は」に、「管理者が」を「規則で」に改める。

第27条及び第28条中「管理者」を「市長」に改める。

第30条を次のように改める。

(占有の許可)

第30条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占有物件」という。)

を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、公共下水道の敷地又は排水施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。
- 3 占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けた者は、第1項の規定にかかわらず、当該許可をもって同項の許可とみなす。
- 4 市長は、第1項の許可を受けた者から占有料を徴収する。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。
 - (1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件
 - (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占有物件
 - (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占有物件
 - (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件
- 5 前項の占有料、徴収方法等については、柏原市道路占有料条例(昭和33年柏原市条例第23号)の例による。

第30条の次に次の1条を加える。

(監督処分等)

第30条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、前条第1項の規定により与えた許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は工事その他の行為の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反している者
- (2) 前条の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公共下水道に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公共下水道の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公共下水道の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

第31条中「前条の占用」を「第30条第1項」に改め、「満了したとき」の次に「、占用物件の許可が取り消されたとき」を加え、「目的を廃止した」を「必要がなくなった」に改め、同条ただし書中「管理者」を「市長」に改める。

第32条中「管理者が」を「規則で」に改める。

第33条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条第8号中「管理者」を「市長」に改める。

第35条に見出しとして「(両罰規定)」を付する。

(柏原市情報公開条例の一部改正)

第5条 柏原市情報公開条例(平成12年柏原市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」を削る。

(柏原市まちづくり基本条例の一部改正)

第6条 柏原市まちづくり基本条例(平成18年柏原市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」を削る。

第23条中「前項」を「前条」に改める。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第7条 執行機関の附属機関に関する条例(平成24年柏原市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中柏原市都市計画道路田辺旭ヶ丘線再評価委員会の項の次に次のように加える。

柏原市公共下水道事業再評価委員会	公共下水道事業の進捗状況についての再評価にすること。
柏原市浄化槽整備推進事業審議会	浄化槽整備推進事業についての審議にすること。

(柏原市浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 柏原市浄化槽施設の設置及び管理に関する条例(平成24年柏原市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条中「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」を「市長」に改める。

第4条第1項中「管理者が」を「規則で」に、「管理者に」を「市長に」に改め、同条第2項及び第3項中「管理者」を「市長」に改める。

第5条第1項及び第3項中「管理者」を「市長」に改める。

第6条中「管理者は」を「市長は」に、「管理者が」を「規則で」に改める。

第7条第1項及び第3項中「管理者」を「市長」に改める。

第8条中「管理者が実施する」を「市長が実施する」に、「管理者が定める」を「規則で定める」に改める。

第9条第1項中「管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「管理者が」を「規則で」に、「管理者に」を「市長に」に改め、同条第3項中「管理者」を「市長」に改める。

第10条第1項中「管理者が」を「規則で」に、「管理者に」を「市長に」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第12条中「管理者が」を「規則で」に改める。

第13条中「管理者が」を「規則で」に、「管理者の」を「市長の」に改める。

第15条第1項中「管理者が」を「規則で」に、「管理者に」を「市長に」に、「管理者の」を「市長の」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第16条第1項中「管理者が」を「規則で」に、「管理者に」を「市長に」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第18条中「管理者」を「市長」に改める。

第20条第1号を次のように改める。

- (1) 水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道により供給される水をいう。第3号において同じ。）を使用する場合は、大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）に基づき、料金を算出するときに算出された使用水量とする。

第20条第2号中「管理者」を「市長」に改め、同条第3号中「水道」を「水道水」に、「管理者」を「市長」に改める。

第21条を次のように改める。

（使用料の徴収方法）

第21条 使用料の徴収方法は、大阪広域水道企業団水道事業給水条例の例による。

第22条中「管理者は」を「市長は」に、「管理者が」を「規則で」に改める。

第24条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第25条第1項中「管理者が」を「規則で」に、「管理者に」を「市長に」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第26条及び第27条中「管理者」を「市長」に改める。

第28条第1項中「管理者」を「市長」に、「企業職員」を「職員」に改め、

同条第2項中「企業職員」を「職員」に改める。

第29条ただし書中「管理者」を「市長」に改める。

第30条中「管理者が」を「規則で」に改める。

第31条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条第9号中「第28条」を「第28条第1項」に改める。

第33条に見出しとして「(両罰規定)」を付する。

(職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

第9条 職員の厚生制度に関する条例（平成28年柏原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

(柏原市個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第10条 柏原市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年柏原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」を削る。

(水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の廃止)

第11条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年柏原市条例第46号）
- (2) 柏原市水道事業給水条例（平成9年柏原市条例第23号）
- (3) 柏原市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年柏原市条例第36号）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項、第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、第3条の規定による

改正前の柏原市東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、第4条の規定による改正前の柏原市下水道条例、第5条の規定による改正前の柏原市情報公開条例（下水道事業に係る部分に限る。）、第8条の規定による改正前の柏原市浄化槽施設の設置及び管理に関する条例又は第10条の規定による改正前の柏原市個人情報の保護に関する法律施行条例（下水道事業に係る部分に限る。）の規定により、上下水道事業管理者の権限を行う市長が行った処分その他の行為のうち施行日以後もなお効力を有するもの又は上下水道事業管理者の権限を行う市長に対してなされた申請その他の行為のうち施行日以後に市長が処理することとなった事務に係るものについては、第3条の規定による改正後の柏原市東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、第4条の規定による改正後の柏原市下水道条例、第5条の規定による改正後の柏原市情報公開条例、第8条の規定による改正後の柏原市浄化槽施設の設置及び管理に関する条例又は第10条の規定による改正後の柏原市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定により、市長が行った処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（柏原市水道事業の統合に伴う債権放棄）

- 3 柏原市水道事業の統合に伴い、令和6年10月31日において柏原市水道事業が有する債権（第11条第2号の規定による廃止前の柏原市水道事業給水条例第12条の規定による給水契約に基づく債権をいう。）であって消滅時効が完成しているもののうち、同日までに不納欠損として整理したもの及び令和6年度において不納欠損として整理するものについては、放棄する。
- 4 前項の規定により放棄する債権の件数及び総額については、次の表のとおりとする。

件数	債権総額
6, 565件	69, 032, 497円

- 5 市長は、附則第3項の規定により放棄する債権の相手方の氏名及び住所並びに各債権額を、柏原市役所前の掲示場において掲示する。

議案第69号

令和6年度柏原市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度柏原市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,878,301千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,548,175千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表地方債補正」による。

令和6年11月26日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		4,915,330	362,815	5,278,145
	1 国庫負担金	4,065,235	362,815	4,428,050
15 府支出金		2,203,144	80,095	2,283,239
	1 府負担金	1,638,937	78,433	1,717,370
	2 府補助金	397,001	1,662	398,663
19 諸収入		1,589,127	381,921	1,971,048
	5 雑入	1,279,952	381,921	1,661,873
20 市債		1,146,000	1,043,188	2,189,188
	1 市債	1,146,000	1,043,188	2,189,188
21 繰越金		0	10,282	10,282
	1 繰越金	0	10,282	10,282
歳入合計		28,669,874	1,878,301	30,548,175

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,096,340	1,229,144	4,325,484
	1 総務管理費	2,370,561	1,228,305	3,598,866
	4 選挙費	101,598	839	102,437
3 民生費		12,951,562	572,813	13,524,375
	1 社会福祉費	6,517,079	317,348	6,834,427
	2 児童福祉費	4,526,083	90,511	4,616,594
	3 生活保護費	1,907,500	164,954	2,072,454
4 衛生費		2,762,811	71,117	2,833,928
	1 保健衛生費	1,601,752	73,429	1,675,181
	2 清掃費	1,161,059	△ 2,312	1,158,747
7 土木費		2,995,951	3,000	2,998,951
	3 都市計画費	595,023	3,000	598,023
9 教育費		2,896,242	2,227	2,898,469
	6 保健体育費	191,464	2,227	193,691
歳出合計		28,669,874	1,878,301	30,548,175

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 繰越費	1 繰越管理費	公共施設等再編整備事業	1,222,250

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
柏原市立サンヒルスポーツセンター指定管理に係る経費	令和7年度から 令和11年度まで	柏原市が協定期間中において 指定管理者へ支払う指定管理料
男女共同参画センター施設整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	10,250千円
戸籍振り仮名通知書印刷業務	令和6年度から 令和7年度まで	2,679千円
スマートインターチェンジ整備支援業務	令和7年度	4,500千円
柏原中学校受水槽更新工事	令和6年度から 令和7年度まで	28,710千円
中学校教科用図書改訂に伴う 指導書及び指導用教科書購入費	令和6年度から 令和7年度まで	15,902千円

第4表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
公共施設等再編整備事業	38,300	1,104,500
道路橋りょう整備事業	291,400	302,800
臨時財政対策債	100,000	65,588

令和6年度柏原市一般会計補正予算（第7号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
14		国庫支出金	4,915,330	362,815	5,278,145			
	1	国庫負担金	4,065,235	362,815	4,428,050			
		1 民生費国庫負担金	4,062,927	362,815	4,425,742			
						1 社会福祉費負担金	157,899	特別障害者手当等給付費負担金 1,031 障害者自立支援給付費負担金 119,910 障害児支援給付費負担金 36,760 障害者医療費（療養介護）負担金 198
						2 児童福祉費負担金	92,416	児童手当負担金 87,400 児童扶養手当負担金 5,016
						3 生活保護費等負担金	112,500	生活保護費負担金

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
15		府支出金	2,203,144	80,095	2,283,239				
	1	府負担金	1,638,937	78,433	1,717,370				
	1	民生費府負担金	1,580,833	78,433	1,659,266	1	社会福祉費負担金	78,433	障害者自立支援給付費負担金 60,053 障害児支援給付費負担金 18,380

(項) 2 府補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
	2	府補助金	397,001	1,662	398,663				
	2	民生費府補助金	334,287	1,662	335,949	2	児童福祉費補助金	1,662	乳幼児医療費助成事業費補助金 692 ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金 970

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
19		諸収入	1,589,127	381,921	1,971,048				
	5	雑入	1,279,952	381,921	1,661,873				
		2 雑入	1,278,907	381,921	1,660,828				
						1 雑入	381,921	その他雑入	

(款) 20 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
20		市債	1,146,000	1,043,188	2,189,188					
	1	市債	1,146,000	1,043,188	2,189,188					
		1	総務債	38,300	1,066,200	1,104,500				
						1	総務管理債	1,066,200	公共施設等再編整備事業債	
	3	土木債	364,000	11,400	375,400					
						1	道路橋りょう債	53,000	道路舗装改修事業債	△ 3,200
									近鉄大阪線踏切道安全対策事業債	2,800
									交通安全総合整備事業債	△ 1,100
									上市法善寺線整備事業債	16,400
									国分寺大橋整備事業債	38,100
	2	都市計画債	△ 41,600	田辺旭ヶ丘線整備事業債						
8	臨時財政対策債	100,000	△ 34,412	65,588						
					1	臨時財政対策債	△ 34,412	臨時財政対策債		

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
21		繰越金	0	10,282	10,282				
	1	繰越金	0	10,282	10,282				
		1 繰越金	0	10,282	10,282				
						1 繰越金	10,282	前年度剰余金	

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2		総務費	3,096,340	1,229,144	4,325,484	1,066,200	162,944			
	1	総務管理費	2,370,561	1,228,305	3,598,866	1,066,200	162,105			
		4 財産管理費	726,554	1,227,450	1,954,004	地方債 1,066,200	161,250			
								12 委託料	102,250	4 公共施設等再編整備事業
								14 工事請負費	1,120,000	(仮称) 市民交流セ 22,250
								24 積立金	5,200	ンター施設整備工事
										監理業務委託料
										(仮称) 市民交流セ 80,000
										ンター室内遊び場施
										設整備業務委託料
										(仮称) 市民交流セ 1,120,000
										ンター施設整備工事
										7 基金
										財政調整基金積立金 5,200
	9	情報管理費	183,237	855	184,092		855			
								11 役務費	855	3 総合行政ネットワーク整備事業
										通信運搬費

(項) 4 選挙費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	4	選挙費	101,598	839	102,437		839			
		3 市長選挙費	38,163	839	39,002		839			
								11 役務費	839	1 市長選挙執行业 通信運搬費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3		民生費	12,951,562	572,813	13,524,375	401,090	171,723			
	1	社会福祉費	6,517,079	317,348	6,834,427	236,332	81,016			
		1	社会福祉総務費	1,225,162	1,293	1,226,455		1,293		
								22 償還金、利 子及び割引 料	1,293	2 福祉総務課事務費 令和5年度国庫負担 金返還金 802 令和5年度国庫補助 金返還金 491
	2	障害福祉費	82,975	1,374	84,349	国庫支出金	343			
						1,031		19 扶助費	1,374	2 特別障害者手当等給付事業 特別障害者手当
	3	障害者自立 支援費	2,431,514	313,927	2,745,441	国庫支出金	78,626			
						156,868 府支出金 78,433		11 役務費 19 扶助費	192 313,735	1 障害者自立支援給付等事業 手数料 109 障害者自立支援給付 費 240,214

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								3 障害児支援事業 手数料 83 障害児通所支援等給付費 73,521
11 後期高齢者医療保険福祉費	1,216,705	754	1,217,459		754			
						18 負担金、補助及び交付金	754	1 後期高齢者医療負担金 令和5年度後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算金

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2	児童福祉費	4,526,083	90,511	4,616,594	52,258	38,253			
		1 児童福祉総務費	463,702	17,644	481,346		17,644			
								22 償還金、利 子及び割引 料	17,644	2 こども施設課事務費 令和5年度国庫負担 金返還金 2,717 令和5年度国庫補助 金返還金 8,402 令和5年度府負担金 返還金 1,359 5 子育て支援課事務費 令和5年度国庫負担 金返還金 2,289 令和5年度国庫補助 金返還金 2,857 9 子ども家庭総合支援事業 令和5年度国庫補助 金返還金 20

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
		2	児童保育費	2,718,488	60,628	2,779,116	国庫支出金 50,596	10,032				
								19	扶助費	60,628	3	児童手当扶助 児童手当扶助費 45,580
											4	児童扶養手当扶助 児童扶養手当扶助費 15,048
		4	ひとり親家庭等医療助成費	43,475	2,069	45,544	府支出金 970	1,099				
								19	扶助費	2,069	1	ひとり親家庭等医療費助成事業 医療扶助費
		5	こども医療助成費	246,502	10,170	256,672	府支出金 692	9,478				
								19	扶助費	10,170	1	こども医療費助成事業 医療扶助費

(項) 3 生活保護費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
3		生活保護費	1,907,500	164,954	2,072,454	112,500	52,454				
	1	生活保護総務費	97,500	14,954	112,454		14,954	22 償還金、利	14,954	2	福祉総務課事務費 令和5年度国庫負担金返還金
								子及び割引料			
2	扶助費	1,810,000	150,000	1,960,000	国庫支出金	37,500					
					112,500		19 扶助費	150,000	1	生活保護扶助費 医療扶助費	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4		衛生費	2,762,811	71,117	2,833,928		71,117			
	1	保健衛生費	1,601,752	73,429	1,675,181		73,429			
		1	保健衛生総務費	946,672	64,583	1,011,255		64,583	22 償還金、利 子及び割引 料	64,583
	2	予防費	541,972	8,846	550,818		8,846	22 償還金、利 子及び割引 料	8,846	2 予防接種事業 令和5年度国庫補助 金返還金 1,157 5 健康増進事業 令和5年度国庫補助 2

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								金返還金 6 出産・子育て応援交付金事業 令和5年度国庫補助 2,423 金返還金 令和4年度国庫補助 5,264 金返還金

(項) 2 清掃費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2	1,161,059	△ 2,312	1,158,747		△ 2,312			
1	791,666	△ 2,312	789,354		△ 2,312			
						18 負担金、補助及び交付金	△ 2,312	6 柏羽藤環境事業組合負担金 柏羽藤環境事業組合負担金

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
7		土木費	2,995,951	3,000	2,998,951		3,000			
	3	都市計画費	595,023	3,000	598,023		3,000			
		1	都市計画総務費	190,302	3,000	193,302		3,000	12 委託料	3,000

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
9		教育費	2,896,242	2,227	2,898,469		2,227			
	6	保健体育費	191,464	2,227	193,691		2,227			
		2	体育施設費	98,947	2,227	101,174		2,227	10 需用費	2,227

議案第70号

令和6年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

令和6年度柏原市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,495千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,882,283千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月26日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		0	1,495	1,495
	1 繰越金	0	1,495	1,495
歳入合計		7,880,788	1,495	7,882,283

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		131	128	259
	1 基金積立金	131	128	259
7 諸支出金		5,104	1,367	6,471
	1 償還金及び 還付加算金	5,104	1,367	6,471
歳出合計		7,880,788	1,495	7,882,283

令和6年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
8		繰越金	0	1,495	1,495			
	1	繰越金	0	1,495	1,495			
		1 繰越金	0	1,495	1,495			
						1 繰越金	1,495	前年度剰余金

歳 出

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
5		基金積立金	131	128	259	128				
	1	基金積立金	131	128	259	128				
		1 国民健康保 険財政調整 基金積立金	131	128	259	その他 128		24 積立金	128	1 国民健康保険財政調整基金積立 金 国民健康保険財政調整基金積 立金

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
7		諸支出金	5,104	1,367	6,471	1,367				
	1	償還金及び 還付加算金	5,104	1,367	6,471	1,367				
	3	保険給付費 等交付金償 還金	1	1,271	1,272	その他 1,271				
								22 償還金、利 子及び割引 料	1,271	1 保険給付費等交付金償還金 保険給付費等交付金償還金
4	その他償還 金	3	96	99	その他 96					
							22 償還金、利 子及び割引 料	96	1 その他償還金 国庫返還金	

議案第71号

令和6年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度柏原市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,583千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,433,910千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月26日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		0	45,583	45,583
	1 繰越金	0	45,583	45,583
歳入合計		1,388,327	45,583	1,433,910

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合負担金		1,330,271	45,583	1,375,854
	1 後期高齢者医療 広域連合負担金	1,330,271	45,583	1,375,854
歳出合計		1,388,327	45,583	1,433,910

令和6年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
4		繰越金	0	45,583	45,583			
	1	繰越金	0	45,583	45,583			
		1 繰越金	0	45,583	45,583			
						1 繰越金	45,583	前年度剰余金

歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合負担金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2		後期高齢者 医療広域連 合負担金	1,330,271	45,583	1,375,854	45,583				
	1	後期高齢者 医療広域連 合負担金	1,330,271	45,583	1,375,854	45,583				
		1 後期高齢者 医療広域連 合負担金	1,330,271	45,583	1,375,854	その他 45,583				
								18 負担金、補 助及び交付 金	45,583	1 後期高齢者医療広域連合負担金 保険料等負担金